

7土第359号
令和7年12月2日

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

先般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第40号。以下「規則」という。）第18条の4の規定により、登録基幹技能者講習として、新たに登録道路等法面保護基幹技能者、登録斜面防災基幹技能者及び登録石材施工基幹技能者が登録されたところです。

これを踏まえ、今般、規則第7条の3第3号の規定に基づき、当該講習の修了者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者として認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）が一部改正され、本県における「建設業許可申請の手引き」についても、別添のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

つきましては、当該告示の改正についてその趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

1 今回の改正内容

登録道路等法面保護基幹技能者講習、登録斜面防災基幹技能者講習及び登録石材施工基幹技能者講習が新たに登録され、各種講習の修了者は、以下の要件を満たす者となる。

- ①登録道路等法面保護基幹技能者講習を修了した者は、「とび・土工工事業」の主任技術者又は一般建設業の営業所技術者の要件
- ②登録斜面防災基幹技能者講習を修了した者のうち、とび・土工・コンクリート工事について実務経験を有する者は「とび・土工工事業」、さく井工事について実務経験を有する者は「さく井工事業」の主任技術者又は一般建設業の営業所技術者の要件
- ③登録石材施工基幹技能者講習を修了した者は、「石工事」の主任技術者又は一般建設業の営業所技術者の要件

2 施行日

公布の日（令和7年10月17日）

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp